

## 平成29年度 函館市利用者負担額（1号認定）

【利用者負担額基準額表】

単位：円／月

| 階層区分 |                                    | 扶養児童数                   |                         | 利用者負担額            |
|------|------------------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------|
|      |                                    | 2人以下                    | 3人以上                    |                   |
| 第1階層 | 生活保護世帯または支援給付世帯                    |                         |                         | 0                 |
| 第2階層 | 市町村民税が課税されていない世帯または均等割額のみ課税されている世帯 |                         |                         | 3,000<br>(0)      |
| 第3階層 | 市町村民税所得割額が課税されている世帯                | 77,100円以下               | 34,500円以下               | 11,900<br>(3,000) |
| 第4階層 |                                    | 77,101円以上<br>211,200円以下 | 34,501円以上<br>171,600円以下 | 16,300            |
| 第5階層 |                                    | 211,201円以上              | 171,601円以上              | 21,500            |

- 1 利用者負担額は、保護者の市町村民税額（4月分から8月分は前年度、9月分から翌3月分は当該年度）により決定します。  
利用者負担額算定の際、市町村民税所得割額を計算する場合には、調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除等の税額控除は適用されません。
- 2 世帯の扶養児童数は、4月分から8月分は前年度、9月分から翌3月分までは当該年度の市町村民税における19歳未満の扶養親族数ですので、現在の扶養状況と異なる場合があります。
- 3 扶養児童数が3人以上の場合は、次の計算方法で算定した保護者の市町村民税所得割額の合算により階層を算定します。
  - (1) 年少扶養控除等の算出額  
扶養している児童について次の算定によって控除額を算出します。
    - ① 年少扶養控除等を適用した個人の「合計課税所得金額」が200万円以下の方  
16歳未満の扶養親族の数 × 21,300円    16歳以上19歳未満の扶養親族の数 × 11,100円
    - ② 年少扶養控除等を適用した個人の「合計課税所得金額」が200万円を超える方  
16歳未満の扶養親族の数 × 19,800円    16歳以上19歳未満の扶養親族の数 × 7,200円  
(上記「合計課税所得金額」は、16歳未満扶養親族の数×33万円、16歳以上19歳未満扶養親族の数×12万円控除後の金額となります。)
  - (2) 階層の算定方法  
上記(1)によって算出した控除額を保護者の個人市町村民税所得割額から控除した額が利用者負担額算定の税額となり、この額をもって上表の基準額表から階層を算定します。
- 4 階層区分の第1階層に該当する世帯は、生活保護受給世帯または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受給している世帯となります。
- 5 生計を一にする子ども（年齢は問いません。）が2人以上いる世帯で、階層区分が第2階層の場合は、年齢の高い子どもから数えて第1子が上表の利用者負担額の上段の額の全額、第2子以降は無料となり、第3階層の場合は、年齢の高い子どもから数えて第1子が上段の額の全額、第2子は半額、第3子以降は無料となります。  
なお、階層区分が第2、第3階層で、ひとり親世帯または障がい児（者）のいる世帯は、年齢の高い子どもから数えて第1子が上表の利用者負担額のく）内の額、第2子以降は無料となります。（生計を一にする子どもの第1子の年齢は問いません。）  
◆ 「生計を一にする子ども」が別居している場合は、生計を一にしていること（仕送りをしている等）を記載した申立書の提出が必要となります。  
なお、「生計を一にする子ども」が函館市外に居住している場合は、支給認定保護者またはその配偶者の子どもであることが確認できる書類（戸籍謄本等）も必要となります。
- 6 階層区分が第4、第5階層で、同一世帯に小学校3年生以下の子ども（小学校就学前子どもの場合は、幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校の幼稚部もしくは情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している子ども）が2人以上いる世帯は、これらの子どものうち年齢の高い子どもから数えて第2子が上表の利用者負担額の半額、第3子以降は無料となります。